



宮崎税務会計事務所

熊本市中央区新大江 1 丁目 1 5 番 4 号

TEL 096-366-2231

FAX 096-366-2236

Email : t-miyazaki@tax1988.jp

H P : <http://www.miyazaki-zeimu.com>

拝啓 初夏の候、皆様にはいよいよご清栄のこととお慶び申し上げます。

初夏の風に肌も汗ばむ季節となりました。話題の天体ショー「金環日食」は、残念ながら九州地方は曇り空や、雨といった天気で、直に見ることは出来ませんでした。金環日食を日本で見ることができたのは、実に四半世紀ぶりだったようです。

さて、今回の TM 情報は、税制改正の概要、経営ワンポイント等、皆様のお役に立つ話題を紹介していきたいと思えます。どうぞ、ご一読下さい。

また、今回の TM 情報の発行が遅れましたことを、心よりお詫び申し上げます。 敬具





平成 23 年度税制改正「税制構築法(修正法案)」

…平成 23 年 12 月 2 日公布、施行…

平成 23 年度税制改正の経緯は目まぐるしく、23 年度で不成立になった法案の一部は、平成 24 年度税制改正大綱に盛り込まれました。その中で、平成 23 年 12 月 2 日に施行された「税制構築法」をご紹介します。

法人税関係

1. 法人税率（本則税率）の引下げ

① 本則税率の引下げ（30%他⇒25.5%他）

普通法人の税率を 25.5%とし、中小法人又は人格のない社団等の軽減税率を 19%（現行 22%）とし、公益法人等又は協同組合等の税率を 19%（現行 22%）とする。

適用→平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度

② 中小企業者等に対する軽減税率の特例（18%⇒15%）

中小企業者等に対する法人税率の特例について、各事業年度の所得金額のうち年 800 万円以下の金額に対する法人税率を 15%（現行 18%）に引き下げる。

適用→平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに開始する事業年度

③ 復興特別法人税の創設

平成 23 年 12 月 2 日に施行された「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」の規定による課税事業年度における復興特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額に 10%の税率を乗じて計算した金額とする。

適用→平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後 3 年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度

※復興特別所得税の創設

個人のその年分の基準所得税額に 2.1%の税率を乗じた金額とする。

適用→平成 25 年から平成 49 年までの各年分の所得

2. 減価償却制度の見直し

減価償却制度について、平成 24 年 4 月 1 日以後に取得をする減価償却資産の定率法の償却率は、定額法の償却率(1/耐用年数)を 2.0 倍した数(現行 2.5 倍した数)とする。

適用→平成 24 年 4 月 1 日以後に取得した減価償却資産

3. 欠損金の繰越控除期間の延長

青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越期間及び連結欠損金の繰越期間を 9 年(現行 7 年)に延長する。

適用→平成 20 年 4 月 1 日以後終了する事業年度

4. 寄附金の損金不算入制度の見直し

① 一般の寄付金の損金算入限度額の引下げ

●普通法人、協同組合等及び人格のない社団等(資本金等を有するもの)

一般の寄付金の損金算入限度額について、期末資本金等の額の 1,000 分の 2.5 相当額と所得金額の 100 分の 2.5 相当額との合計額の 4 分の 1(現行 2 分の 1)に引き下げる。

●上記法人等

(資本金等を有しないもの)

一般の寄付金の損金算入限度額について、所得金額の 100 分の 1.25(現行 100 分の 2.5)相当額に引き下げる。

② 特定公益増進法人等に対する寄付金の損金算入限度額の引上げ

特定公益増進法人等に対する寄付金の別枠の損金算入限度額について、一般の寄付金の損金算入限度額の縮減額と同額の拡充を行う

適用→①②いずれも平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度

5. 更生の請求の範囲の拡大

確定申告において以下の制度等の適用を受けていない場合であっても、更生請求書・修正申告書に適用を受ける金額等の一定事項を記載した書類を添付すれば、更生の請求や修正申告によって制度の適用を受けることができることになった。

●受取配当等の益金不算入制度

●指定寄付金及び特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入制度

●所得税額控除制度等

適用→平成 23 年 12 月 2 日以後に確定申告書等の提出期限がくるもの

6. 更生の請求期間の延長

前事業年度の法人税額等の更生等に伴う更生の請求の特例について、国税通則法の一部改正により更生の期間と更生の請求の期間とを一致させることに伴い、所要の整備が行われた。

適用→平成 23 年 12 月 2 日以後に確定申告書等の提出期限がくるもの

経営ワンポイント情報



中小企業の勝ち残り戦略

2012 年以降の経済をどう見るか。いくつもの不安要素の中、復興需要とは別に徐々に一般の消費は回復していくものと思います。これも二極化の傾向にあり、とりわけお値打ちな（経済性が高い）ものと高額な（付加価値が高い）ものがよく売れるという傾向に拍車がかかりそうで、こうした消費を生み出すために、たくさんのメーカーや流通業者が、販売店からの厳しい要求（品質・価格・納期）に応え続け、期待される水準を実現するための血のにじむような努力（あるいは我慢）があって初めて実現しているのです。

コストの優位性、品質の優位性、デリバリの優位性において、特筆できる強みが限り、勝ち残りは難しいと言わざるを得ません。では、そうした優位性が決定的でない場合はどうしたらよいでしょうか。それは、**優位性を実現するための分散化を考える**とよいでしょう。

例えば町の電気屋さんであれば、顔なじみの近隣顧客の家に入り込める強みを活かし、一般的な家電製品だけでなく、生活必需品や生活支援サービスを提供する等、扱う商品やサービスを分散することにより、販売機会を拡大することができます。

自分のことをよく理解してくれる人が、様々なサービスをしてくれることは、サービスを受ける側にしてみれば、これほどの安心はないでしょう。これから益々高齢化が進む中、こうした需要は大きくなる可能性があります。

固変分解の再検討

新年度入りして様々なコスト増要因が見えてきました。原発が再稼働するまでは、東京電力に限らず電力料金の値上げは避けられないでしょうし、円安傾向に振れたことでガソリン等輸入製品の価格増が企業収益に少なからず影響を与えてくるでしょう。



経営計画の策定で目標売上高の算定をするのに次の算式を使用することが多くあります。

$$\text{（固定費} + \text{目標利益）} \div \text{限界利益率} = \text{目標売上高}$$



企業が使用する総費用を固定費、変動費に分解することを固変分解と言いますが、今回の東京電力の平均 17%の電力費の値上げなどを見ると、電力費を固定費にするかしないかで、目標売上高の結果に多少のずれが生じることがありますので注意されたい。

東京電力に限らず電気料金は値上げの傾向にあります。一定の電力費を支払っている企業では電力費の固定費（基本料等）、変動費（使用量に相對する量）を区分し、今後の経営のために目標とする限界利益率を厳密に計算することが重要になります。

スマホで経理が変わる

メモリー専門メーカーのエルピーダメモリの倒産、ヤフーの創業当時役員の大半の退任、半年で 1,500 万人の会員獲得をした和製フェイスブックとも言われる「LINE」の登場、windows8（PC入力とタブレット入力の双方の利点を持つ）の発表等、ゲームの世界だけでなくビジネス利用の世界でもPCからスマホへの流れは急速に加速しそうです。

経理の世界でも、会計ソフトのJD Lが発売している「IBEX 出納長 tablet」などを使うと、スマホで入出金処



理を行い、そのデータをPCに飛ばし、ネット銀行の口座の入出金データやカード会社の決済明細データなどをCSVでダウンロードし、一括して会計ソフトに落とし込んで財務諸表を作成するといったことが実現可能になっています。



当然、会計ソフトで詳細に作成した一連の財務データを、好きな時に好きな場所で必要に応じてスマホに呼び出し、チェックしたり専門家のアドバイスを求めたりも可能になってきます。本当に分厚い書類を持ち運びしなくとも、ポケットに重要な財務データを持ち歩く時代になってくるでしょう。

Date   税務カレンダー 

6月	7月	8月
5月分源泉所得税の納付 4月決算法人の確定申告 10月決算法人の中間申告 個人の住民税の納付 (第1期分)	6月分源泉所得税の納付 5月決算法人の確定申告 11月決算法人の中間申告 源泉所得税の特例者の納期限(1月~6月分) 固定資産税の納付 (第2期分) 所得税の予定納税額の納付 (第1期分)	7月分源泉所得税の納付 6月決算法人の確定申告 12月決算法人の中間申告 個人住民税の納付 (第2期分) 個人事業税の納付 (第1期分) 個人事業者の消費税中間申告

 ◆ビジネスの格言◆

昔からある格言で、お金を得るには、楽をしてはいけないということを今に伝えています。人間は本来怠け者で、楽な方へ、手っ取り早いほうへと流されがちです。積極的にお金を儲けようとすれば努力なしの成功はありません。知識の習得、情報の収集と取捨選択、経験の積み重ね等、努力すべきことはたくさんあります。しかしこれらの事が成果として結実するには、自分の頭でよく考え、工夫し応用すること、言葉や数字を覚えるのではなくその意味を理解することが大切です。つまり脳で汗をかく作業です。

